

○山井委員 三十分間質問をさせていただきます。

今の質疑を聞いておられても、全くこの虚偽データの問題、正しいデータがどうなのか不明のままです。おまけに、裁量労働制の労働時間がどうなのかという裁量労働制拡大の議論の根幹、前提となるデータに間違いがあることも明らかになっております。

当然、そういう状況で、命を左右する大きな問題に疑義が残っている段階で、きょう強行採決するなんてことは絶対に許せないということをお断り申し上げたいと思っております。

きょうも、過労死の御遺族の方も傍聴に来られております。私たちは、このデータの問題は、スキャンダルの問題ではないと思っております。これは命にかかわる問題なんです。

おまけに、その命にかかわる問題を安倍総理は目玉法案とされておりますので、きょうは、質問通告を丁寧にしておりますし、基本的な質問しかしませんので、安倍総理、ぜひ御自身でお答えをいただきたいと思っております。

前回の質問のときには逃げて逃げて逃げまくられましたが、やはりこれは、私も国民を代表して、労働者を代表して質問しているのですから、安倍総理、もし逃げまくられるようでしたら、もう目玉法案と言うのをやめて、とにかく、そのこと一つをもってこの国会での成立、断念をしていただければと思っております。

私も、約十年前から厚生労働委員会でこの過労死の問題、特に、きょうも傍聴に来られておられますが、東京過労死家族の会の代表の中原のり子さんにもお話をお聞きしながら、医師の方々の過労死の問題を始め、十年ぐらい取り組んでまいりました。

三年前には、過労死防止法を超党派で、安倍総理も賛成していただき、成立させ、私もこの間、数十人の過労死の御遺族の話、延べにすると百回以上お話をお聞きしてまいりました。

そういう中で、結論として、今過労死の御遺族が一番政治に求めておられるのはこのことなんです。結論として、過労死で家族を亡くして一番地獄の苦しみを味わっておられる方々の一番の切実な願いは、ここにありますように、配付資料のトップに入れてあります、「過労死・過労自殺を増やす「企画業務型裁量労働制の拡大」に反対します」と。現状でさえ同制度の適用労働者の過労死、過労自殺が後を絶たないことから、改めて反対の意思を表明するものです、一部の営業職などに裁量労働制を広げることは、ますます過労死、過労自殺を増加させる危険性が極めて高い、今でさえ十分に行われていない労働時間の適正な把握がますます困難になり、賃金不払い残業を一層深刻化させますということでもあります。

つまり、残業代を払うならば労働時間が把握されて、かつ、それほど深夜まで労働者を働かせ放題にはしないわけです。残業代というのは、単にお金の問題じゃなくて、命を守る最大のセーフティーネットなんです。

今回の高度プロフェッショナルや裁量労働制の拡大で、事実上残業代の縛りを外すということで長時間労働になりがちで、今後じゃないですよ、既に、過労死が続出し、体を壊す方が続出し、そして残業代不払いが合法化されるという深刻な問題が起こっております。

さらっと申し上げますが、二ページ目、電通の高橋まつりさん。長時間労働の末に、本当に残念ながら、お亡くなりになってしまいました。

そして、その次のページ、テレビ記者であった佐戸未和さんも、裁量労働に近い働き方で、残念ながら、三十一歳にして本当に無念の死を遂げられてしまいました。

さらに、その次のページにもありますように、「裁量労働で過労死認定」と。月の残業が百三十三時間、それで、このアナリストの仕事をされていた方も過労死をしてしまわれました。午前六時に出社、午前三時ごろに起床、そして晩まで勤務と。御遺族は、裁量労働制で労働時間がわかりにくくなり泣き寝入りしている人がたくさんいると思うと。

そして、その次の、二十七歳、大手印刷会社の会社員も、入社翌年目から裁量労働制、みなし労働時間は一日八時間。つまり、一日八時間なんです、みなし労働時間が。にもかかわらず、実際は月百時間の残業で、午前七時に出勤し、翌日の午前一時過ぎまで働く日々が続いたと。こういうことは、普通のきっちりした労働時間把握がされていたら起こりにくいんですね。

さらに、昨日、裁量労働制ユニオンの坂倉代表の話も聞きましたけれども、六ページにありますように、現時点でも、例えば三十代の女性の裁量労働制の方が、みなし労働時間は八時間だけれども、月の残業百時間。昨年十一月、深夜に会社で倒れられて、それで救急車で運ばれた。もし発見されなかったら、そのまま過労死されていたかもしれません、この女性の方は。

それで、残業代が払われていませんよと言ったら、そのとき初めて、あなたは裁量労働制ですよと言われたと。聞いてみたら、社員全員裁量労働制。さらに、深刻なのは、労基署に相談したけれども、裁量労働制だから労働実態、労働時間がわからないから対応できませんと。この隣の二十歳の男性の方も一緒です。

つまり、今の状況は本当に無法地帯になっていて、ざるになっていて、労基署に言っても、労基署も、裁量労働制だから対応できませんと言うんですよ。こんな深刻な問題、規制強化するしかないと思います。

そんな中で、このような人の命がかかった問題、これを拡大しようとするベースのデータが、労政審で唯一出てきたのが九時間十六分というデータであります。

そこで、安倍総理に、質問通告しておりますので、お聞きします。

長妻議員や私が追及しているように、この裁量労働制のデータもおかしいんじゃないですか。九時間十六分となっていますが、この配付資料八ページを見てください、四時間以下が約百二十件、そして、端的に言うと、平均の一日の労働時間が一時間以下というのが二十五人もいます。合わせてくださいよ、どんな人か。どんな人なんですか。

質問通告しておりますので、安倍総理、調査結果が少し出ていると思いますので、答弁をお願いします。

○加藤国務大臣 これは山井委員からも御指摘をいただいておりますので、私どもの方のデータで調べられるもの、そしてやはり最終的には事業所で確認をしないとならないというふうに考えておりますので、鋭意事業所にアポをとって、これは監督指導というわけには……（山井委員「簡略に答弁してください、時間がないので」と呼ぶ）監督指導というわけにはいきませんから、アポをとって、今、訪問しながらヒアリングをしているところでございます。

今、それをまとめて御報告できる状況ではございませんけれども、二十五件の現状について申し上げますと、既に事業所が廃止をされていてわからないところが三件ございました。それから、今既に残りの二十二件のうちヒアリングに着手しているものが十三件、残りについてもここ一両日中に先方について連絡がつくということで、一応アポ取りができています、こういう状況でございます。

○山井委員 ちょっと待って。結論はどうなんですか、結論は。加藤大臣、ちょっと加藤大臣、事務方から来ているペーパーにはそれ以上のことが書いてありますよ。何で途中で答弁を切るんですか。一体どうなっているんですか、本当に。

○加藤国務大臣 ですから、今、別に、これを読めと言うんだったら読ませていただきますが……（山井委員「読んでくださいよ、下まで」と呼ぶ）いや、ですから、質問はそうではなくて、どうですかという御質問で、しかも今委員から短くとおっしゃったから、現状について申し上げたところでございます。

○山井委員 ここに書いてある、その結果、一時間以下の方、極端に短いケースは確認されているのかどうか、そのことも含めて聞いているに決まっているじゃないですか。全部答えてくださいよ。

○加藤国務大臣 今の御質問、ちょっと、もしかしたら私が聞き漏らしていたらおわびを申し上げますが、そこまでの言及がなかったので、手短にお話をさせていただいたということでございます。

今お話があるのは、平均的な者で、いわゆるみなし労働時間のお話でしょうか。（山井委員「違いますよ。労働時間が一時間以下のような極端に短いケースは確認されたのか、確認されていないのか」と呼ぶ）

○河村委員長 起立してお聞きください。

○山井委員 ちょっと、貴重な時間だから、時間稼ぎはやめてくださいよ。今聞いたじゃないですか。平均的な者で労働時間が一時間以下のような極端に短いケースは確認されているのか、確認されていないのか。同じ質問ですよ。

○加藤国務大臣 済みません。私どもの手元にある情報においては、平均的な者で労働時間が一時間以下であるようなケース、これは今持っているわけでございますので、それをベースに今精査をしているということで、十

三名について……（発言する者あり）いや、ですから、手元の情報においては今委員と一緒にですから、二十五件、これは一時間未満であるということでありまして、それについて今確認作業をしているということでございます。

少なくとも、今の状況で確認している手元にある情報からは、その一時間以下であったことがそうではないんだ、書いてあるのは一時間以下であるけれども実態は違うんだということが具体的に明示された情報はないということは、そのとおりでございます。

○山井委員 いや、これは説明が違いますよ。事務方からいただいている資料は、平均的な者で労働時間が一時間以下のような極端に短いケースは確認されていないと。

なぜ大臣は答弁を変えるんですか。逆の答弁をされたじゃないですか。長いケースは、ちゃんと答弁してください。

○加藤国務大臣 ですから、私が申し上げているのは、一時間未満であるということは私どもが出したデータの中に出ているわけですね。それから、委員から、特に専門と企画を合わせて二十五件あるという御指摘をいただいた。それについて、一時間以下と書いてあるけれども、その一時間以下ということ、済みません、じゃ、裏表の言い方ですけれども、書いてあるのは一時間なんだけれども、そうではないよと。違う、ごめんなさい。一時間以下です。ごめんなさい。一時間以下なんだけれども、実態が一時間以下だよねというふうに確認されているというものはない、そういうことでございます。

○山井委員 本当に、何でわざわざそのためにこれだけ時間を稼ぐんですか。もうこのことはペーパーで出てきているじゃないですか。つまり、十三件は、この一時間以下は確認できていないということなんです、新たに。新しい間違いですよ。

ということは、四時間以下の約百二十件、これも間違いの可能性が高いんですよ。話によれば、裁量労働制の一日の平均労働時間じゃなくて、みなし労働時間を上回る残業時間を間違っで一時間と答えたんじゃないかという話も出ていますよ。話にならないじゃないですか、そんなことを言い出したら。これは命がかかっているデータなんです。労政審がこのデータで裁量労働制の拡大の議論をしているんですよ。

もし四時間以下の百二十件ぐらいが、パートの方だったり、残業時間、時間外労働の数値だったら、ここに書いてありますように、裁量労働制の労働時間の平均は九時間四十八分に、三十分以上も延びるんですよ。さらに、これがもし平均労働時間じゃなくて時間外労働時間を答えていたら、もしかしたら十時間を超えるかもしれませんよ。

全く議論の前提が変わってくるし、この下に書いてありますように、このデータは、当時の労政審で、この調査結果を議論の出発点にしていただければと思います。出発点のデータがいいかげんで、いまだに精査が必要って、そんな無責任な話がありますか。調査なくして政策なし、調査なくして法律なし。おまけに、これは人の命がかかっているデータですよ。

私、許せないのは、この虚偽の、捏造のデータが出された日付、二〇一五年三月二十六日。どういう日なんですか、この日は。ここにあってしょう。きょうも来られている過労死の御遺族の方々が、裁量労働制を拡大したら過労死がふえるからもうやめてください、やめてくださいという声明を出した日に、過労死の方々の、過労死をこれ以上ふやさないでくださいという思いを踏みにじるかのように、裁量労働制の方が労働時間が短いというデータを出して、それを大臣と総理大臣も答弁をした。私は、余りにもこれはひど過ぎると思いますよ。労働者の命を何だと考えているんですか。

安倍総理、もう、今の答弁でも、裁量労働制の一番ベースとなる労働時間把握のデータも間違っていたということが明らかになりました。総理は、答弁は撤回するけれども、データは撤回しないとおっしゃっています。もうそろそろ、データも撤回するというのを、総理、お認めになる時期じゃないですか。総理、総理。総理ですから。

○安倍内閣総理大臣 データにつきましては、これは厚労大臣から答弁をさせていただいておりますように、今精査をしているところでございます。しかし、いわばこの精査が長くなるということの中において、精査が長くなるデータにおいて答弁をしたということについて答弁を撤回させていただいたところでございますが、その後の調査によって、比べるべきでないいわば比較をしたということについて、さらに重ねておわびを申し上げたと

ころでございます。

○山井委員 では、総理、精査が終わってデータまで撤回するかどうか、つまり、データを撤回するということは法案も撤回ということに当然なると思いますが、精査が終わってデータを撤回するかどうかというのはいつごろ判断になられますか。総理、目玉法案なんでしょう。目玉法案ですから。

○加藤国務大臣 先ほど総理から逢坂委員に対して、今回の裁量労働制の議論に関連して、厚生労働省のデータに疑義があるとの指摘を受け、精査をせざるを得ない事態になったことは重く受けとめている、裁量労働制の改正に関し、国民の皆さんに疑念を抱かせることになったことについてはまことに遺憾である、ここをきっちり実態把握しない限り政府全体として前へ進めないという気持ちであるということ、さらに、実態把握等については、具体的に検討し、一定程度時間がかかる、こういう答弁をさせていただいたわけでありますので、それを踏まえて法案の作業を進めていかなければならないというふうに考えております。

○山井委員 委員長、当然、精査が明らかになったら、衆議院厚生労働委員会で問題点に出たことですから、精査結果が発表になったら、速やかに集中審議をこの衆議院予算委員会で開いていただきたいと思えます。

○河村委員長 理事会において協議をさせていただきます。

○山井委員 それで、安倍総理、先ほど逢坂議員の質問で、実態把握なくして法案作業を進めないとおっしゃいました。

しかし、これはちょっと心配なんです。

というのは、配付資料の十三ページを見てください、実は、既に今、この問題が明らかになる前から自主点検というのをやっているんですよ。今やっている最中で、二月中に結果が出ると言われていたんです。しかし、これは事業主にしか聞いていない自主点検で、実態調査じゃありませんから、うまくいっていますよ、すばらしい制度ですよということしか出るはずないんです。それが証拠に、下の調査のように、事業場に聞くと、一律の出退勤時間があるというのは一九%ですけれども、労働者に聞くと四九%なんですね。二倍以上も違う。

つまり、実態調査というのは、事業主だけに聞いてやると逆の実態が出ることもあるので、総理、先ほど、実態把握なくして先に進めないということですが、もちろん、この事業主の点検は実態把握には入りませんよね。実態調査を労働者も含めてやられるという意味ですね。

○安倍内閣総理大臣 どのような形で実態把握を行うかということについては、先ほど逢坂委員に対して答弁をさせていただいたように、それは検討させていただきたい、厚生労働大臣を中心に検討させていただきたいと考えているところでございます。

○山井委員 これは、ちょっと待ってください、言葉の使い方が重要で、実態把握というと、極端な言い方、少ない人数に聞きました、実態把握しましたと言われるように、安倍総理、実態の調査なくして先に進めないということでもいいですね。実態把握と実態調査で違いますから、新たな実態調査なくして前に進めないということでもよろしいですね。

○安倍内閣総理大臣 これは、先ほど逢坂委員と加藤厚労大臣の間において、このデータについて、またあるいはデータの重要性について議論がございましたので、そこで、先ほど申し上げましたように、データに疑義があるとの指摘を受けて精査をせざるを得ないという事態になっていることを重く受けとめているということをお知らせして、そこで、裁量労働制の改正に関して、国民の皆様にご懸念を抱かせることになったことについてはまことに遺憾であります。そこで、このところできっちりと実態把握をしない限り政府全体として前に進めないという気持ちであるということをお知らせして、この実態把握の方法ということについても伺いをいただいたところでございますが、これについては、まさにこれから厚労大臣を中心に検討させていただきたいと考えているところでございます。

○山井委員 いやいや、ここは、総理が実態把握とおっしゃった以上は、そこが一番肝ですからね。実態把握というと、それはもうピンからキリまでありますよ。労働者の声をしっかり聞く、そして新しい実態調査をする。実態把握と実態調査で全然違う場合もありますから。

だから、これは、方針は総理が示してください、目玉法案ですから。調査をするのか、ふわっとした把握でいいのか。その調査をすると言った上で、調査の中身は加藤大臣でいいですよ。しかし、目玉法案とまでおっしゃって

いるんですから、実態把握だけでも新たな実態の調査なんだということ、この基本方針は総理に示していただきたいと思います。

○安倍内閣総理大臣 私が総理大臣としてお答えをさせていただき、実態把握、こういうふうに申し上げたわけでございまして、今委員がおっしゃったようなふわっとした実態把握ということではなくて、まさにこれは実態を把握することです。

その上において、どのような方法については、これはまさに担当大臣を中心に、どういう方法をとるかということについては答弁をさせていただいたとおりでありまして、まさに実態把握をしっかりと進めていきたい、こう考えているところでございます。

○山井委員 いや、私はそれでは納得できません。

実態把握というのは何とでもなります、これは。やはり労働者の、実際裁量労働制で働いている方、労働者本人の声も聞くということを含めた実態調査というふうに受けとめて、安倍総理、いいですね。安倍総理、ここは重要です。重要です。

いや、総理が実態把握とおっしゃった。いや、総理です、総理。これは命がかかっているんですから、労働者の命がかかっていますから。

○安倍内閣総理大臣 私は実態把握という言葉を使わせていただきました。しかし、その実態把握について、どのように把握をしていくかということは、まさに担当大臣の加藤大臣を中心に検討させていただきたい。

ですから、これはどのように把握をするかというのは、しかし、しっかりと責任を持って現場に対して対応していかなければいけない担当大臣から答弁させることは当然のことであろう、このように思います。

○山井委員 労働者の生の声を聞く実態調査というのは当然必須でありますので、安倍総理の今の答弁で、そういうことをするということの担保だというふうに受けとめたいと思います。当然であります。

麻生副総理、何か、へへへとかいって笑うのをやめていただけませんか。もういい。結構です。もう結構です。これは人の命がかかっている問題を議論しているんですから、そういうばかにするような笑いは本当にやめていただきたいんです。

この過労死防止法のパネル、前回も読ませていただきましたが、本当に、過労死防止法をつくるとき、署名が五十五万人集まりましたけれども、そのときの署名集めの紙にも書かれていたのがこのマークンの詩。小学校一年生のマークンが、過労死されたお父さんのことを詩に書かれました。先日もお読みしましたが、改めてお読みしたいと思います。

ぼくの夢

大きくなったら

ぼくは博士になりたい

そしてドラえもんに出てくるような

タイムマシーンをつくる

ぼくはタイムマシーンにのって

お父さんの死んでしまう

まえの日に行く

そして「仕事に行ったらあかん」というんや

このマークンのお父さんも、四十六歳で、百時間以上の残業をして、残念ながら命を落とされました。

そして、このマークン、この後、もう十数年たって、今は大学生になっておられます。今回、新たにつけ足されたんですね、この「ぼくの夢」の次に。どういう「ぼくの夢」という詩をつけ足されたか。

大きくなっても ぼくは 忘れはしないよ

得意な顔して作ってくれた

パパ焼きそばの 味を

ぼくは タイムマシンに乗って

お母さんと一緒に 助けに行こう

そして 仕事で 死んだらあかんで 言うんや  
仕事のための命じゃなくて  
命のための仕事だと ぼくは伝えたい  
だから 仕事で 死んだらあかんで 言うんや

この詩を、大学生になったマーくんはつけ加えておられます。

私も、過労死防止法を超党派で、与党の方々とも協力して成立させて三年、過労死の御家族、御遺族の方々と話をさせていただきました。しかし、このマーくんというのは、氷山の一角なんです。日本じゅうにマーくんがおられるんです。そして、話をしていると、お父さんあるいはお子さんが亡くなられて五年、十年、十五年たった方も、お父さんが好きだった、お父さんに会いたい、娘が大好きだった、娘にもう一回でもいいから会いたい、皆さん、今でも日々泣いておられるんですよ、家族に会いたいと。

真面目な家族思いの責任感の強い人ほど過労死してしまう、こういう社会をなくすのは、私は、政党は関係ないと思います。党派も関係ないと思います。

だから、安倍総理、私、申し上げたいのは、働き方改革法案というのは、思いは一緒ですから、野党や御遺族の方々が反対しているのを押し切って強行採決するとか、そういう性格のものじゃないと思うんです。

安倍総理、このまま裁量労働制の拡大を強行すれば、残念ながら、必ず死者が出ます。過労死はふえます。なぜならば、きょうも傍聴にも来られていますけれども、もう、裁量労働制によって、あるいはそれに似た制度によって多くの過労死が発生し、過労死だけじゃないです、それで体を潰して、一生仕事ができないようになっていく方々がいっぱいおられるんですよ。きょうの傍聴にも来たいけれども、長時間労働で体を壊して、来たいけれども来れないと言って苦しんでいる若者もいるんですよ。

やはりこれは、安倍総理、目玉法案とおっしゃるのであれば、立ちどまって、先ほど言った実態調査をして、もう一回、与野党、そして何よりも一番重要な過労死の御遺族の方々が賛同できるような、そういう法案にするためにも、まずは、安倍総理、この裁量労働制の拡大、とにかくまずはこの法案から削除していただけないですか。いかがですか。

○安倍内閣総理大臣 まず明確にさせていただきたいのは、いわば、裁量労働制を含める働き方改革については、今まだ法案について準備中のございまして、まだ出してもいないわけでございますから、その採決についてはまさに皆様方でお決めになることでありまして、この予算委員会におきましては、まさに三十年度の予算について、緊急性の高いものもたくさん入っておりますので、それを今御審議いただいているところでございますから、この採決と予算の採決とは別であるということはまずはっきりと申し上げておきたい、このように思います。

そして、過労死につきましては、まさに私たち、過労死はあってはならないことだ、このように考えております。そのためにも、時間外労働の上限規制、罰則付きの規制は初めて、労基法ができて初めて我々はその規制をつくるわけでありまして。今までずっと実はできなかったものを、私たちは今回初めて上限規制を設ける、罰則付きで上限規制を設けることでもあります。

そして、今回、今ここで議論になっております裁量労働制につきましては、企画業務型の裁量労働制につきましては、満足、やや満足も含めれば八割弱いるというのは、これはJ I L P Tの調査のございます。これは事実のございます。今、山井委員は首を横に振っておられますが、こうしたデータそのものを否定されては、議論の土台が崩れてしまうところでございます。

そういう方々がおられるのも事実……（発言する者あり）

○河村委員長 御静粛に願います。

○安倍内閣総理大臣 それを今、今申し上げているのはJ I L P Tの調査の結果のございますが、こういう調査があるのは事実のございまして、満足している人が全くいないんだというような、そういう立場に立たれたら、これは議論にならないところでございます。

しかし、私たちは、その中において満足、やや満足以外の方々もおられますから、そこにはしっかりと焦点を当てながら、そして同時に、労政審においても働く時間が長くなるという指摘のある中において、それも踏まえて議論を行い、しっかりと健康確保の措置をとるようにするわけでございます。そして何よりも、まずは本人の意

思を確認するということが大前提となるわけでございますし、しっかりと健康確保を行うということでございます。

そして、一つ、今までも委員が挙げてこられた、実労働時間とみなし労働時間の間に乖離がある場合には、労働基準監督署の指導規定を創設しているところでございます。

そういう対応をしっかりと行っているということは、つまり、そういう可能性があるということを鑑みながらそういう対応をこの法案の中で行っていくということでございまして、その点もぜひ御理解をいただきたい、こう考えているところでございます。

そして、その上において、先ほど申し上げましたように、このデータについてさまざまな指摘があったということについては重く受けとめているということでございます。

○山井委員 もう時間が来ましたので終わらせていただきますが、今のJILPTの調査も、昨日も担当者と話をしましたが、これはどういう調査方法かということ、人事部長にアンケート用紙を渡して、人事部長が社員の方一人か二人に渡すということですので、一般的に考えて、満足していない人に渡すとは考えにくいわけでありまして、当然、調査としての限界として、満足という回答が出やすい。

実際、ここの裏に自由記述を書きましたけれども、そこにもありますように、「名ばかりの裁量労働制が多い」「裁量労働は、残業代を支払わなくていいので、会社にいいように使われている。」とか、ここに自由記述が書いてあるので、見ていただければと思います。

最後になりますが、人の命を守るのが国会と政治の使命です。人の命を奪うような、死者が必ず出るような裁量労働制の拡大は、私たち野党、体を張ってでも阻止します。そのことを申し上げて質問を終わります。

ありがとうございます。